**契　約　要　目　表（Ａ）**

契約No.

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （１） | リース物件  購入価格 | ※漁船、漁網、漁具等の具体的名称を記入  ※漁船の場合は、船名・トン数を明記  ※複数の物件を同時に導入する場合は、全て記入  円（うち消費税等額　　　　　円） | |
| （２） | リース期間 | リース期間はリース物件借受証に記載の検査完了日を起算日とし、リース料の完済日までとする。但し、上記期間が法定耐用年数に満たない場合は、法定耐用年数の期間とする。 | |
| （３） | リース料（総額） | 円（うち消費税等額　　　　　円） | |
| リース料（各回）  利息・保証料（各回） | リース料計算書のとおりとする  利息・保証料計算書のとおりとする | |
| （４） | リース料および利息  ・保証料の支払条件 | リース料計算書および利息・保証料計算書に記載の支払日を振替日とする口座振替 | |
| （５） | 前払リース料 | 支払日  支払金額 | 円　（最終の　回分に充当） |
| （６） | 引渡予定日 | 年　　月　　日 | |
| （７） | 販売者 |  | |
| （８） | 引渡場所 |  | |
| （９） | 規定損害金 | 第16条により算出の額 | |
| （10） | 損害保険 |  | |
| （11） | 使用目的 | （漁船リース）水産庁長官により承認された「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書（変更）承認申請書」および「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業提案書」に記載されている漁業種類等の通り。  （新リース）成長産業化審査会により承認された「地域水産業成長産業化計画書」または「事業計画書」に記載されている漁業種類等の通り。 | |
| （12） | 特約事項 | （譲渡条件）  ① リ－ス期間満了後、本契約に基づく甲の乙に対する全ての債務が履行された場合には、乙は本物件を甲に無償で譲渡します。  ② 本物件の譲渡に伴い発生した諸費用は、甲の負担とします。 | |

**契　約　要　目　表（Ｂ）**

契約No.

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （１） | リース物件  購入価格 | ※漁船、漁網、漁具等の具体的名称を記入  ※漁船の場合は、船名・トン数を明記  ※複数の物件を同時に導入する場合は、全て記入  円（うち消費税等額　　　　　円） | |
| （２） | リース期間 | リース期間はリース物件借受証に記載の検査完了日を起算日とし、リース料の完済日までとする。但し、上記期間が法定耐用年数に満たない場合は、法定耐用年数の期間とする。 | |
| （３） | リース料（総額） | 円（うち消費税等額　　　　　円） | |
| リース料（各回）  利息・保証料（各回） | リース料計算書のとおりとする  利息・保証料計算書のとおりとする | |
| （４） | リース料および利息  ・保証料の支払条件 | リース料計算書および利息・保証料計算書に記載の支払日を振替日とする口座振替 | |
| （５） | 前払リース料 | 支払日  支払金額 | 円　（最終の　回分に充当） |
| （６） | 引渡予定日 | 年　　月　　日 | |
| （７） | 販売者 |  | |
| （８） | 引渡場所 |  | |
| （９） | 規定損害金 | 第16条により算出の額 | |
| （10） | 損害保険 |  | |
| （11） | 使用目的 | （漁船リース）水産庁長官により承認された「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書（変更）承認申請書」および「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業提案書」に記載されている漁業種類等の通り。  （新リース）成長産業化審査会により承認された「地域水産業成長産業化計画書」または「事業計画書」に記載されている漁業種類等の通り。 | |
| （12） | 特約事項 | （転貸特約）  ① 乙は、甲が本物件を次の者（以下丙という）に対して転貸することを承諾します。  転借人（丙）：  ② 甲は、転貸承諾に拘らず、本契約に基づき乙に対して負担する一切の債務を免れるものではないことを確認します。  （譲渡条件）  ① リ－ス期間満了後、本契約に基づく甲の乙に対する全ての債務が履行された場合には、乙は本物件を甲に無償で譲渡します。  ② 本物件の譲渡に伴い発生した諸費用は、甲の負担とします。 | |